

## 一般廃棄物収集運搬業許可証

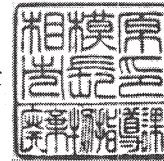
住所 神奈川県川崎市川崎区鋼管通二丁目2番2号

氏名 日本ダスト株式会社

法人にあっては名称及び代表者氏名  
代表取締役 吉野 建介

一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

相模原市長 加山 俊夫



許可の年月日 平成23年7月4日

許可の有効年月日 平成25年7月3日

1. 営業所の所在地及び名称

相模原市南区新戸910-2

日本ダスト株式会社

2. 取り扱い廃棄物の種類

一般廃棄物(ごみ)

3. 営業の区域

相模原市域内

4. 処理料金

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例第40条第1項に規定する額の範囲内

5. 条件

- 一般廃棄物の収集運搬は衛生的に行い、収集後は積替え及び保管をすることなく、指定された処分先へ搬入しなければならない。
- 市長は、許可事項に変更を要する事情が生じた場合これを変更する。また、許可を受けた者が許可事項の変更を必要とする場合は、相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例等施行規則第31条第2項及び第3項に準じた手続きをしなければならない。
- 許可記載事項のほか廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例(昭和47年相模原市条例第12号)の規定、又は市長の指示に従って適正に収集運搬業務を行わなければならない。
- 市長の必要に応じ収集運搬業務の報告、資料の提出等を求められたときは、これに応じなければならない。
- (3)の事項に違反したときは、許可を取り消す場合がある。

(6) 処分先

相模原市南清掃工場

(7) 取り扱い事業所

申請書のとおり

6. 許可の更新又は変更の状況

平成23年7月4日 更新許可

(不服申立て等の教示)

この許可について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、相模原市長に対して異議申し立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に相模原市を被告として提起することができます。